

工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第9条 （略）</p> <p><b>（現場代理人及び監理技術者等）</b></p> <p><b>第10条</b> 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任_____の者とする。以下同じ。）</p> <hr/> <p><u>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 担当技術者（現場代理人、監理技術者等（監理技術者_____又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者以外の者で、監理技術者等のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、この工事に専任の技術者とする。ただし、発注者が認めた場合には、当該工事以外の工事と兼務することができる。以下同じ。）</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>第11条～第59条 （略）</p> <p><b>（制裁金等の徴収）</b></p> <p><b>第60条</b> 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。</p> <p>2 （略）</p> <hr/>	<p>第1条～第9条 （略）</p> <p><b>（現場代理人及び監理技術者等）</b></p> <p><b>第10条</b> 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任<u>（当該監理技術者が同項ただし書の規定の適用を受けるときを除く。）</u>の者とする。以下同じ。）</p> <p><u>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(5) 担当技術者（現場代理人、監理技術者等（監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者以外の者で、監理技術者等のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、この工事に専任の技術者とする。ただし、発注者が認めた場合には、当該工事以外の工事と兼務することができる。以下同じ。）</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>第11条～第59条 （略）</p> <p><b>（制裁金等の徴収）</b></p> <p><b>第60条</b> 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することがで</u></p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>第61条～第63条（略）</p>	<p><u>きる。</u></p> <p>第61条～第63条（略）</p>